

佐賀県警における不正なDNA型鑑定の第三者機関での徹底検証、全国的調査の実施と改善策の公表を求める

警察庁

長官 楠 芳伸 様

2025年9月18日

日本国民救援会

会長 伊賀カズミ

佐賀県警の科学捜査研究所（科捜研）の技術職員が、DNA型鑑定で7年にわたり、130件もの不正行為をしていたことが発覚した。報道によれば、不正行為の内容は、DNA型鑑定結果の捏造、残った試料のすり替え、記録の日時や計測結果、分析結果の改ざんなど、極めて悪質なものである。

袴田事件や福井女子中学生殺人事件をはじめ、多くの冤罪事件を支援し、その内でも都道府県警察の科捜研や警察庁の科警研（科学警察研究所）のDNA型鑑定などに厳しく向き合ってきた国民救援会として、看過できない問題であり、以下要請する。

県警は鑑定資料が残っている124件について再鑑定をおこない、当初の鑑定と食い違う結果が8件あったが「捜査に影響はなかった」と、また、検察庁に送られていた16件の鑑定結果についても「公判への影響はない」としている。しかし、身内の内部調査をただちに信用することはできない。関係する全事件の当事者・弁護人に調査結果を知らせ、第三者機関による再鑑定など検証をすることが求められる。

刑事事件において、科学的証拠は供述証拠と比べ客観性・確実性が高く、重要視されている。とりわけ、DNA型鑑定は高い個人識別能力を持つとされ、その鑑定結果は、死刑・無期懲役など有罪の証拠として、判決に重大な影響を与えている。それだけに、今回の問題は、刑事司法の信頼の失墜を招く重大な問題である。そして、下記に示すとおり、科警研やいくつかの科捜研による不正・ずさんな鑑定によって冤罪が生まれている事態をふまえれば、今回の不正鑑定は佐賀県警だけの問題にとどまらず、全国の警察に関わる問題である。しかし、全国の都道府県警察を指導監督する役割をもつ警察庁が、なんらの対策も公表していない。この問題が重大だとの認識のないことこそが重大である。

私たち国民救援会が支援してきた冤罪事件をみても、栃木・足利事件では、菅家利和さんは、科警研のDNA型鑑定によって無期懲役が確定したが、再審でその鑑定が誤っていたことが明らかになり、再審無罪となった。一方、足利事件と同様のDNA型鑑定方法により有罪が確定した福岡・飯塚事件の久間三千年さんは無実を訴えながら、死刑が執行された。第一次再審請求審で、DNA鑑定の改ざんが明らかになり、裁判所は「証明力が減殺された」と判断した（現在、第二次再審請求中）。

さらに、今年無罪が確定した東京・乳腺外科医師えん罪事件では、科捜研のDNA型鑑定の記録が、ワークシートに鉛筆書きの上、少なくとも消しゴムで消して書き直した箇所が7カ所、消しゴムで消した後が2カ所あり、再鑑定に必要なDNA抽出液を廃棄してい

る。このように、鑑定作業の基本もないがしろにし、なんら反省していない警察の姿勢をみると、不正・ずさんな鑑定が常態化しているとの疑問を持たざるを得ない。

飯塚事件や宮城・仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件では、有罪の証拠とされた資料を、科捜研が全量消費して、結果的に再鑑定ができず、冤罪を晴らすための大きな障壁になっている。

不正鑑定を防ぎ、鑑定の適正化をはかるうえで、警察におけるDNA型資料などの保管やデータの取扱いの適正化が必要である。しかし、現状において取扱いは警察の内部規則で定めるのみで、法律での定めがなく、昨年8月、名古屋高裁は、愛知・白龍町国賠裁判の判決のなかで、DNA型データなどの取扱いの法制化を求めた（警察庁が上告せず、判決は確定）。

以上をふまえ、私たちは次の点を求める。

1. 今回の不正鑑定について、第三者機関を設置し、再鑑定を含めて徹底した検証をおこなひ、調査結果を関係当事者および弁護人に開示すること。
2. 調査結果を国民に公開し、改善策を公表すること。
3. 再鑑定不能とされた6件について、なぜ再鑑定ができないのか、その経緯を徹底的に調査し、公表すること。
4. 科警研、全国の都道府県警察の科捜研で、DNA鑑定をはじめ不正・ずさんな鑑定がおこなわれていないかを調査し、その結果を国民に公表すること。不正・ずさんな鑑定がおこなわれていた場合、関係当事者および弁護人に開示し、適正な手続きをとること。
5. 科警研、全国の科捜研の業務について、外部専門家による定期的な監査を導入し、公正性と透明性を担保すること。
6. 鑑定資料の保存を徹底し、再鑑定可能性を確保する体制を整えること。
7. 技官に過大な業務負担がかからないよう適切な人員配置に努め、正確性を最優先とする業務管理を徹底すること。
8. DNA型等の鑑定に関連し、鑑定方法、資料の保管など取扱いに関し、適正な運用を全国で徹底すること。
9. DNA型をはじめとした個人情報に関わるデータの取扱いについて、人権を守る立場から法律で定めること。
10. 都道府県警から独立した法医学鑑定機関の設置を検討すること。